

12/17 福井

3地裁判決文同じ誤字

生活保護巡る訴訟 「コピーペ」か

金沢、京都、福岡

生活保護費の基準額を引き下げた国の処分取り消しを求め、29都道府県で起こされた集団訴訟で、原告の福岡地裁の判決文と同じ誤字があることが16日、分かった。原告側弁護士は、判決文をそのまま引き写す「コピーペ」をした疑いがあると指摘している。

最高裁は判決理由の書き方に関し「一般的な取り扱いを定めたものはない」と説明し、「個別の裁判の内容は回答できず、調査は考えていない」としている。問題の誤字は、引き下げの根拠としたデータに関する部分。5月の福岡地裁判決は食費や光熱費を補助する「生活扶助」で支出され

ない品目として、正しくは「NHK受診料」とするのを「NHK受診料」と記載。9月の京都地裁判決、11月の金沢地裁判決でも同様の判断が示され、いずれも「NHK受診料」と記載した。16日午後原告の請求を退けた神戸地裁の判決文には同様の誤字はなかった。原告弁護士は大阪高裁で

「NHK受診料」と同じ誤字のある3地裁判決文

※原文より抜粋

福岡 5月14日

……テレビやパソコン等は、生活扶助により購入することがあり得る品目であって、生活扶助により支出することが想定されない非生活扶助相当品目（医療費、NHK受診料等）とは明らかに性質を異にするというべきである。……

京都 9月4日

……テレビ、パソコン等は、生活保護受給世帯が生活扶助により購入することがあり得る品目であって、およそ生活扶助により支出することが想定されていない非生活扶助相当品目（医療費、NHK受診料等）とは明らかに性質を異にする。……

金沢 11月25日

……テレビやパソコンは生活扶助により購入することがあり得る品目であるから、生活扶助相当CPIにおいて除外された医療費、NHK受診料等の生活扶助により支出することが想定されない品目とは性質を異にするといえる。……

係争中の訴訟で、各地の判決文の類似表現を指摘する準備書面を11月に提出。金沢、京都、福岡3地裁と同

様に請求を退けた2021年3月の札幌地裁でもコピーペが疑われる箇所があると指摘し、同種訴訟で最初に

原告敗訴の判決を言い渡した20年6月の名古屋地裁判決の内容を踏襲していると主張している。大阪訴訟の弁護団の和田信也弁護士は「誤字は判決理由の核となる部分にあつた。通常は書記官が誤字脱字を確認するが、作業が行われたかどうかも疑問だ」と話した。

12/17 福井

神戸地裁も 請求退ける

生活保護巡る訴訟

生活保護費の基準額引き
下げは憲法が保障する生存
権の侵害だとして、兵庫県内

の40〜80代の受給者24人が神戸市など居住自治体4市に引き下げ処分の取り消しを求めた訴訟の判決で、神戸地裁（小池明善裁判長）は16日、「国の裁量権の逸脱や乱用があったとは認められない」として請求を退けた。原告側は控訴する方針。原告側弁護士によると、29都道府県で起こされた同種訴訟で7件目の判決。これまで大阪地裁判決が引き下げを違法として処分を取り消した一方、札幌、名古屋、金沢、京都、福岡の5地裁は請求を退けていた。国は2008〜11年に物価が下落したとして13年8

月から3年間で基準額を平均6・5%引き下げ、保護費計約670億円を削減。4市は国の基準額改定に伴い原告らの生活保護費を減額した。